

姫路市規則第 8 号

平成17年 3月28日

姫路市長 石見利勝

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行  
規則の一部を改正する規則

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和33年姫路市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「（その月が1月又は5月の場合にあつては、17日）」を削り、同条第2項中「前項各号に規定する日（以下「支給日」という。）」を「前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第3号に掲げる職員並びに同項第2号に掲げる職員のうち公民館の館長その他市長が別に定める者の報酬は、前項各号に規定する日」に改め、「休日」の次に「（以下「祝日法による休日」という。）」を加え、「これらの日の前日を当該支給日とみなす」を「それらの日前において、それらの日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日に支給する」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる職員（前項に掲げる職員を除く。）の報酬は、第1項第2号に規定する日が土曜日、日曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日（その日が18日となるときは、14日）に支給する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。